

監 第 20 号
平成25年 8月23日

塩竈市長 佐藤 昭 殿

塩竈市監査委員 高橋 洋一

塩竈市監査委員 伊藤 栄一

資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、平成24年度公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について審査した結果、その意見を別紙のとおり提出します。

記

- 1 地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）に係る特別会計
 - ・市立病院事業会計
 - ・水道事業会計
- 2 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの（以下「法非適用企業」という。）に係る特別会計
 - ・交通事業特別会計
 - ・魚市場事業特別会計
 - ・下水道事業特別会計
 - ・漁業集落排水事業特別会計

平成24年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成25年8月6日から同年8月22日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された公営企業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

	特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
1	市立病院事業会計	3.5	20.0
2	水道事業会計	—	20.0
3	交通事業特別会計	—	20.0
4	魚市場事業特別会計	—	20.0
5	下水道事業特別会計	—	20.0
6	漁業集落排水事業特別会計	—	20.0

資金不足比率の状況

審査の結果、地方財政健全化法の算定方法に基づく資金不足比率の状況は次のとおりである。

1 地方公営企業（法適用企業）の資金の状況

地方財政健全化法の算定方法
法適用企業の資金不足比率

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{政令で定める資金不足}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

・資金不足額

(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－
解消可能資金不足額

・事業規模

営業収益の額－受託工事収益の額

(単位：千円、%)

特 別 会 計 の 名 称	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
1 市立病院事業会計				
(1) 資金不足額 (①＋②－③)－④	86,859	87,281	△422	△0.5
① 流動負債	686,711	685,936	775	0.1
② 建設改良債等以外の地方債の残高	599,181	796,134	△196,953	△24.7
③ 流動資産	599,852	598,655	1,197	0.2
④ 解消可能資金不足額	599,181	796,134	△196,953	△24.7
(2) 事業の規模 ⑤－⑥	2,421,770	2,509,424	△87,654	△3.5
⑤ 営業収益	2,421,770	2,509,424	△87,654	△3.5
内訳 医業収益	2,421,770	2,509,424	△87,654	△3.5
⑥ 受託工事収益	0	0	0	－
資金不足比率(%) (1)/(2)×100	3.58	3.47	0.11	－

2 水道事業会計				
(1) 資金不足額 (①+②-③)-④	△1,125,457	△910,293	△215,164	23.6
①流動負債	207,470	182,474	24,996	13.7
②建設改良債等以外の地方債の残高	0	33,900	△33,900	皆減
③流動資産	1,332,927	1,126,667	206,260	18.3
④解消可能資金不足額	0	0	0	—
(2) 事業の規模 ⑤-⑥	1,602,276	1,566,717	35,559	2.3
⑤営業収益	1,603,603	1,567,310	36,293	2.3
内訳 営業収益	1,603,603	1,567,310	36,293	2.3
⑥受託工事収益	1,327	593	734	123.8
内訳 給水工事収益	1,327	593	734	123.8
資金不足比率(%) (1)/(2)×100	△70.24	△58.10	△12.14	—

※ 資金不足額及び資金不足比率はマイナスのため資金不足は生じていない。

2 地方公営企業（法非適用企業）の資金不足比率

地方財政健全化法の算定方法 法非適用企業の資金不足比率	
$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{政令で定める資金不足}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$	
・資金不足額	(実質赤字額+支払繰延額・事業繰延額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
・事業規模	営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(単位：千円、%)

特別会計の名称	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
1 交通事業特別会計				
(1) 資金不足額 (①+②)-③	0	0	0	—
①実質赤字額	0	0	0	—
②支払繰延・事業繰延額等	0	0	0	—
③解消可能資金不足額	0	0	0	—
(2) 事業の規模 ④-⑤	77,329	64,941	12,388	19.1
④営業収益に相当する収入額	77,329	64,941	12,388	19.1
内訳 事業収入	77,329	64,941	12,388	19.1
⑤受託工事収益	0	0	0	—
資金不足比率(%) (1)/(2)×100	0	0	0	—

特別会計の名称	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
2 魚市場事業特別会計				
(1)資金不足額 (①+②)-③	0	0	0	—
①実質赤字額	0	0	0	—
②支払繰延・事業繰延額等	0	0	0	—
③解消可能資金不足額	0	0	0	—
(2)事業の規模 ④-⑤	95,442	84,075	11,367	13.5
④営業収益	95,442	84,075	11,367	13.5
内訳 使用料等	95,442	84,075	11,367	13.5
⑤受託工事収益	0	0	0	—
資金不足比率 (%) (1)/(2)×100	0	0	0	—
3 下水道事業特別会計				
(1)資金不足額 (①+②)-③	0	0	0	—
①実質赤字額	0	0	0	—
②支払繰延・事業繰延額等	0	0	0	—
③解消可能資金不足額	0	0	0	—
(2)事業の規模 ④-⑤	1,954,688	1,942,509	12,179	0.6
④営業収益	1,954,688	1,942,509	12,179	0.6
内訳 使用料等	1,954,688	1,942,509	12,179	0.6
⑤受託工事収益	0	0	0	—
資金不足比率 (%) (1)/(2)×100	0	0	0	—
4 漁業集落排水事業特別会計				
(1)資金不足額 (①+②)-③	0	0	0	—
①実質赤字額	2,797	3,100	△303	△9.8
②支払繰延・事業繰延額等	0	0	0	—
③解消可能資金不足額	2,797	3,100	△303	△9.8
(2)事業の規模 ④-⑤	1,904	811	1,093	134.8
④営業収益	1,904	811	1,093	134.8
内訳 使用料等	1,904	811	1,093	134.8
⑤受託工事収益	0	0	0	—
資金不足比率 (%) (1)/(2)×100	0	0	0	—